

スポーツ庁国際課
平成29年8月

「国際女性スポーツワーキンググループ(International Working Group on Women and Sport 通称:IWG)」（※）が発表する女性スポーツ発展のための国際的な戦略であり、行動計画を指導する10の原理・原則を提言している。1994年にイギリス・ブライトンで開催された「第1回世界女性スポーツ会議」において、採択された。同宣言は、2014年にフィンランドのヘルシンキにて開催された「第6回世界女性スポーツ会議」で見直しが行われ「ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」として、新たに承認された。

＜10の原理・原則＞

- ① 社会・スポーツにおける公平と平等
- ② 施設・設備の配慮
- ③ 学校体育・青少年スポーツにおける平等
- ④ スポーツへの参加促進
- ⑤ ハイパフォーマンススポーツへの参加
- ⑥ スポーツにおけるリーダーシップの発揮
- ⑦ スポーツ指導者等に対する教育・啓発
- ⑧ 調査研究及び情報提供における平等
- ⑨ 資源(人的・物的)配分における配慮
- ⑩ 国内・国際活動における連携・協力



5団体(スポーツ庁、日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会/日本パラリンピック委員会、日本体育協会)による合同署名式(H.29.4)。日本のスポーツ界が女性スポーツの発展そして、スポーツを通じた女性の活躍促進に取り組むことを国内外に発信。

※IWGIは、男女平等を土台として持続可能なスポーツ文化を創出することをビジョンとする独立した調整団体である。①政府機関、スポーツ団体、国際機関、大学、NGOといった多様なステークホルダーとのネットワークの形成、②4年に1度開催する「世界女性スポーツ会議」における各国や各組織のグッドプラクティスの共有、③女性スポーツ発展のための助言、④世界の女性スポーツ発展のモニタリング、そして⑤「ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」をスポーツに携わるすべての団体に広げていく活動を実施している。